

第四十八回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録 第四号

昭和四十年二月十七日(水曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 有田 喜一君

理事 壽原 正一君

理事 滝井 義高君

上林山榮吉君

中村 幸八君

三原 朝雄君

中村 重光君

理事 藏内 修治君

理事 多賀谷眞稔君

理事 細谷 治嘉君

田中 六助君

野見山清造君

井手 以誠君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

文部政務次官 押谷 富三君

文部事務官 杉江 清君

文部事務局長(大学学術局長) 岡崎 英城君

通商産業政務次官 井上 亮君

通商産業事務官(石炭局長) 川原 英之君

通商産業事務官(鉱山保安局長) 西田龜久夫君

文部事務官(大学学術局庶務課長) 西田龜久夫君

委員外の出席者

文部事務官 西田龜久夫君

文部事務局長(大学学術局長) 西田龜久夫君

二月十七日

委員受田新吉君辞任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月十一日

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

同月十二日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

本法委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

石炭対策に関する件(産炭地域の振興問題)

加藤委員長 これより会議を開きます。

去る二月十一日本委員会に付託になりました内閣提出 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案、同じく内閣提出で、二月十二日付託になりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案の四法案を議題として、政府に提案理由の説明を求めます。櫻内通商産業大臣。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第二項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。

第九十四条第四項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第五十三条の二第二項及び第九十四条第四項の規定は、昭和四十年年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

理由

家屋等について生じている鉱害の復旧を促進するため、家屋等の復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額の算定の基礎を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「鉱害賠償基金」を「被害基金」に改める。

第一条中「鉱害の賠償を担保し、及び」を「被害について、その賠償を担保し、並びにその賠償及びその防止のための措置を」に、「被害者」を「被害者等」に改める。

第四条第二項中「鉱害賠償基金」を「被害基金」に改める。

「第三章 鉱害賠償基金」を「第三章 被害基金」に改める。

第十二条中「及び促進する」を「並びに被害の賠償及び被害の防止のための措置を促進する」に改める。

に、「及び被害の賠償を」並びに「被害の賠償及び被害の防止のための措置」に改める。

第十七条中「被害賠償基金」を「被害基金」に改める。

第二十條に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第三十條中第四号を第五号とし、同条第三号中「前二号」を「第一号又は第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 被害の防止のための措置に必要な資金の貸付け

第三十一條第一項中「又は第二号」を「第二号又は第三号」に改める。

第三十三條中「第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十八條の見出し及び同条第一項中「被害賠償基金債券」を「被害基金債券」に改める。

第五十四條中「被害賠償基金」を「被害基金」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 改正前の第十二條の規定により設置された被害賠償基金は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する被害基金となるものとする。

2 改正前の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の規定によって被害賠償基金に對してした処分又は同法の規定によって被害賠償基金がした

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、石炭鉱業合理化事業団の業務に特定の地域における石炭資源の開発に必要な設備資金の貸付け及び石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証を加えるとともに、採掘権者等の納付金の限度額を引き上げ、鉱区の調整を容易に行なうることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案
法律

第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十五条とし、第十条を第十四条とし、第九条の次に次の四条を加える。

第十条 国は、産炭地域のうち政令で定める地区内において、関係道府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係道府県に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業(災害復旧に係るものを除く)で政令で定めるものについて、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに算定した当該道府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、昭和四十年以降の各年度において当該道府県が発行を許可された地方債で利率が年三分五厘をこえるものにつき、年四分五厘の率を乗じて得た額を限度として、昭和四十年以降の各年度において、当該地方債の当該年度の利子支払額のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額をこえる

部分に相当する金額を当該道府県に補給するものとする。

- 一 道路、港湾施設等の輸送施設
- 二 住宅
- 三 その他政令で定める主要な施設

第十一条 前条に規定する地区内において、昭和四十年以降の各年度において関係市町村が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係市町村に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業(災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く)で政令で定めるもの(以下「特定事業」という)に係る経費に対する国

$$1 + \frac{0.25 \times \text{前項の式に於ける} \times \text{の} \times \text{の} \times \text{の}}{\text{前項の式に於ける} \times \text{の} \times \text{の} \times \text{の}}$$

3 前項の式において「当該市町村の標準負担額」とは、当該市町村の当該年度の地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん讓与税(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第三項の市にあつては、特別とん讓与税、地方道路路費及石油ガス讓与税。以下この項において同じ)の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び当該特別とん讓与税の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額をい、「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という)は、次項に定めるところにより算定するものとする。

- 一 道路、港湾施設等の輸送施設
- 二 住宅
- 三 下水道
- 四 教育施設及び厚生施設
- 五 その他政令で定める主要な施設

2 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という)を乗じて算定するものとする。

$$0.72 - \frac{0.72 \times \text{前項の式に於ける} \times \text{の} \times \text{の} \times \text{の}}{\text{前項の式に於ける} \times \text{の} \times \text{の} \times \text{の}}$$

4 第二項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

5 通商産業大臣は、第二項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)並びに関係道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

「地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合」という)当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国の負担割合(以下この項において「この法律による国の負担割合」という)をこえるものについては、同条の規定にかかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合がこの法律による国の負担割合をこえないものについては、同条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

2 国は、前条の規定にかかわらず、北海道の区域における関係市町村に係る特定事業のうち、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものについては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、同号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものについては、同号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助するものとする。

1 北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に前条第二項の規定により当該市町村について算定した引上率を乗じて得た国の負担割合

2 北海道の区域における当該特定事業に係る経費に対する国の負担割合
3 前条第四項の規定は、前項第一号に掲げる国の負担割合を算定する場合について準用する。
4 前条第五項の規定は、国が第二項の規定により同項第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助することとなる場合について準用する。この場合において、「各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)」とあるのは、「各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三

十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)及び北海道開発庁長官」と読み替えるものとする。

5 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)第十条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した工業整備特別地域整備基本計画に基づいて第十条に規定する地区内において国、関係道府県又は関係市町村が行なう事業であつて、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第...

第十三条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみなす。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合、同法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団及び港務局の行なう事業についてはこの法律を適用するために必要な事項は、政令で定める。

3 第十条の規定による利子の補給及び第十一条又は前条第二項の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項中「なお従前の例による」を「なお従前の例により、昭和四十年年度以降この法律の失効の日を含む年度の終了の日までに道府県が発行を許可された地方債に係る利子の補給については、昭和五十五年年度の終了の日まで、市町村に係る特定の事業の経費に対する国の負担

又は補助の割合の特例については、この法律の失効の日を含む年度の終了の日まで、この法律の失効の日を含む年度に係る国の負担金又は補助金については、当該年度の翌年度の終了の日まで、なお従前の例による」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の第十一条及び第十二条第二項の規定は、昭和四十年年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したのものについては、なお従前の例による。

理由

産炭地域において、鉱工業等の振興に必要な施設の整備に係る事業の促進を図るため、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

櫻内閣内務大臣

まず、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。臨時石炭鉱害復旧法は、昭和二十七年に制定され、過去十二年間に同法により約百七十億円の鉱害復旧が行なわれてまいりました。

しかしながら、今日なお石炭及び亜炭鉱業による残存累積鉱害量は数百億円に達し、今後の採掘による将来発生鉱害量は毎年十数億円にのぼることが予想され、国土保全及び民生安定の見地から深刻な問題となっております。このため、早急に全国鉱害の実態を調査し、実情に即応した鉱害復旧の促進対策を講ずる所存であります。しかし、最近の鉱害復旧事業における復旧費の値上がりは著しいものがあり、鉱害賠償義務者の負担は著しく増大してまいっております。したがって、この鉱害賠償義務者の負担を軽減し、

本法の目的である国土保全及び民生安定の見地からする鉱害の復旧が円滑に行なわれるようにするため、国等の負担分を適正にする必要があります。この改正案の内容は、国等の負担分を適正化するとともに、総合的復旧の効果を確認する見地から、家庭等の復旧工事にかかる国及び県の補助率について現行の二分の一を百分の六十五に引き上げること及びこれに伴う関連規定の改正を行なうこととすることでありませう。

以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。石炭鉱害賠償担保等臨時措置法は、一昨年七月、鉱害賠償担保のための積み立て金制度と鉱害賠償促進のための融資制度を設ける目的をもって制定され、その実施機関として同法に基づき鉱害賠償基金が設置されているところであります。同基金は、今日までに約十億円の賠償担保金を管理するとともに、約十七億円の賠償資金の融資を行なつてまいりました。

しかしながら、今日、石炭鉱業による残存鉱害量は、なお数百億円に達し、今後の採掘による将来発生鉱害量は毎年十数億円に達するものと見込まれております。このような実情に対処するためには、残存累積鉱害の処理を促進し、また鉱害の発生を極力防止する対策の拡充につとめることが必要であります。このため、その対策の一環として、将来発生鉱害を極力防止するため、同基金の業務として、新たに鉱害防止工事の所要資金の融資業務を加え、排水処理、ボタ山崩壊防止、抗内充てん等の工事資金の融資を行なわせることとしたのであります。

この改正案の主要な内容は、基金の業務に新たに鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸し付けの業務を加え、かつ、これに伴い基金の名称を現在の「鉱害賠償基金」から「鉱害基金」に改めることとした点であります。以上がこの法律案の提案理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を申し上げます。御承知のとおり、エネルギー革命の進行に伴い、わが国石炭鉱業は現在きわめて困難な状況に置かれております。政府といたしましては、このような事態に対処するため、従来から、第一次石炭鉱業調査団の答申及びこれに基づく石炭対策大綱に沿って、石炭対策を強力に推進してまいつたのであります。その後の事態の推移には予想以上のものがあり、いまや従来の施策をより強化する必要があると見ております。このような情勢に対処するため、昨年再び石炭鉱業調査団が編成され、今後とるべき施策について鋭意検討が進められまして、昨年十二月答申の運びに至つたのであります。政府といたしましては、答申の直後、この答申を尊重しつつ石炭対策の強化をはかる旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を明らかにした次第であります。この方針に沿い、石炭対策推進のための立法措置の一環として、今回、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。この法律案の内容の第一点は、長期的な観点に立つて石炭鉱業の安定と石炭の長期安定供給を確保するため、従来の近代化資金貸し付け制度に加え、新たに石炭資源を開発するための新鉱開採資金の貸し付け制度を創設することとし、石炭鉱業合理化事業団にその業務を行なわせることとしたこととあります。この制度は、通商産業大臣が急速かつ計画的にその開発を行なう必要があると認めて指定した地域の石炭資源の開発に必要な資金の相

当部分を無利子で貸し付けるものであります、その償還期間、貸し付け対象設備その他については、従来の近代化資金の場合よりも有利な条件を定めることといたしております。

改正の第二点は、現行の整備資金の保証制度を拡充し、年間生産数量五十万トン以下の中小炭鉱がその事業を改善するために必要な資金を銀行から借り入れる際に、事業団がその債務保証をすることができるようとしたこととあります。

政府は、石炭鉱業に占める中小炭鉱の重要性にかんがみ、その金融の円滑化をはかるため、従来から種々の措置を講じてまいりましたが、この際、新たに運転資金についての信用補完制度を創設し、もって中小炭鉱の経営を改善していくこととしたものであります。

改正の第三点といたしましては、廃止する炭鉱に交付する交付金の財源として、探掘権者または租鉱権者が毎年事業団に納付する納付金の額の限度を石炭の数量一トンにつき現在の二十円から三十円に引き上げることとしたこととあります。

これは、スクラップ・アンド・ビルド政策の推進に伴い、四十二年度までのスクラップ・ワークを拡大する必要があり、その財源確保のために、納付金をトン当たり十円引き上げることが必要となつたことによるものであります。

第四の改正点は、鉱区の調整をより容易に行ない得ることとしたこととあります。

鉱区の調整は、資源の合理的開発と有効利用等の観点から積極的推進の必要があり、このため、従来のように鉱区が錯綜する地域においてものみならず、鉱区が隣接する場合においても、その鉱床の合理的、一体的開発、鉱業の円滑な実施等の見地から見て必要と認められる場合には鉱区の調整を行ない得ることといたしました。

なお、以上のほか、事業団の余裕金の運用の方法の拡大、事業団の監事の権限の強化等の改正もいたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同ください

ますようお願い申し上げます。次に、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、エネルギー革命の進行に伴う石炭鉱業の不況とこれに対処するための合理化の進行に伴い、産炭地域の経済は急速に疲弊し、種の深刻な問題を生ずるに至りました。

政府といたしましては、このような事態に対処するため、従来から、産炭地域に石炭鉱業にかわる新たな鉱工業等を導入することによってその発展をはかるため諸種の対策を講じてまいりました。

この結果、相当数の企業の産炭地域への進出が見られるに至りましたが、昨年の石炭鉱業調査にも指摘したように、いまだ地域振興の中核となるような産業の成立を見ず、地方公共団体の財政の悪化もあって、経済的疲弊の影響が各種の好ましくない社会状況を現出しているのが産炭地域の現状であります。

こうした状態に対処するためには、地方財政対策や社会対策措置を講ずると同時に、資金の確保や税制上の優遇措置とあわせて、道路、港湾等の公共事業を促進して、産炭地域の産業基盤の急速な整備をはかることにより中核となる企業の導入、育成をはかることが不可欠の要請であります。

また、これと同時に、住宅や厚生施設などの生活基盤の整備が産業基盤の整備と均衡を保って行なわれるのでなければ、せっかく整備された産業基盤も真にその効果を發揮することができないことと申すまでもありません。

しかしながら、産炭地域の地方公共団体は、一般にその財政状態が悪化しており、産炭地域振興に必要なこれらの公共事業を十分に実施することが困難な状況にあります。

したがって、国がこのような地方財政上の隘路を解消し、産炭地域における産業基盤及び生活基盤の整備のための公共事業を促進されるような措置を講ずることが必要であると考える次第であります。

この法律案は、このような考え方をもととして、国が産炭地域の地方公共団体に対して財政上の援助をすることとし、これに必要な規定を産炭地域振興臨時措置法に改正追加しようとするものであります。

改正規定のおもな内容は次の二点であります。その第一は、道県に対する援助措置として、地方債の利子補給を行なうこととあります。道路、港湾、住宅等政令で定める事業が産炭地域内で活発に行なわれ、関係道県が通常の負担額以上の負担をすることとなった場合に、その部分について発行を許可された地方債について、その利子支払額の全部を補給することといたしております。

第二は、市町村に対する援助措置として、国の負担割合の特例を設けることとあります。道路、港湾、住宅、厚生施設、教育施設等政令で定める事業を、市町村が通常の事業量を越えて実施した場合、国の負担割合を通常の割合の二割五分増しの範囲内で引き上げることといたしております。

なお、これらの措置の適用期間につきましては、地方債の利子補給については、利子支払いが長期にわたることにかんがみ、昭和五十五年までといたしております。また国の負担割合の特例については、産炭地域振興臨時措置法の失効の年度までといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同ください

○加藤委員長 これにて四法案の提案理由の説明は終わりました。

ただいま提案理由の説明を聴取いたしました各法律案に対する質疑は次会に譲ることにいたします。

○加藤委員長 次に、石炭対策に関する件について調査を進めます。

産炭地域の振興問題について質疑の通告がありますので、これを許します。野見山清造君。

○野見山委員 きょうは私は小林次官の出席を求めておたつたのでございますが、押谷政務次官が御多忙のところおいでくださいまして、たいへんありがとうございます。いま私が申し上げようとするのは、これは非常に深刻な問題でございます。次官におかれても十分御理解をいただきまして、いま私が申し上げます飯塚市を中心とした約三十万の住民の非常な熱望、要望を持っております問題でございますので、何とかひとつこれから申し上げますことについて御理解をいただきたいと思っております。

筑豊というのは御承知のとおり、石炭が非常に盛んな時代は、一口に人口が大体百万といわれておたつたところでございますが、昭和三十四、五年ころから石炭が非常に斜陽化いたしました。今日では大体八十万内外だろう、こういうふうにも思っております。飯塚市はこの筑豊の中心地でございます。産業、経済、文化、交通、あらゆる面の中心になっております。そしてここには、国、県というふうな出先機関が全部飯塚市に集中しております。こういうふうな筑豊としては最も環境に恵まれたところでございますし、こういう地の利を利用いたしまして、同時にまた周囲の熱烈な要望もございまして、飯塚市自体としても何とかこの産炭地の苦境を打開しようとして、今度、飯塚市としてはまさにこれは起死回生の一大事業だろうと思っております。そういう一大決意をもって近大の誘致を決定したわけでありまして、それが決定いたしましたして諸般の手續を終わりました。最終的には文部省の認可があるものと、こういう確信を持って今日まで準備を進めてきたのでございますが、残念ながら不認可になった。この問題についてひとつ賢明な次官の御答弁をいただくとともに、何とかひとつ再考慮をしていただきたい、こういうことできょうお願いする次第でございます。

まず、政務次官にお尋ねしたいと思っておりますのは、文部省の文教政策といえども、やはり国の大きな基本政策の一環として文部行政というのは行

りまするような関係から、これでは四月の開設には相当困難があるというように見通しを持ちましても、認可に対して不可の意見が出てまいったのであります。

文部省としてはお話のごとき事情もよく勘案いたしまして、これは不可という意見が出ておりますが異例の処置をとりまして、もう一度考え直してもらいたいというように処置もいたしたのであります。何ぶんにも審議会が意見を出しますればその審議会の意見を尊重することがたてまえになつておりますので、大臣も私も、また文部省の事務当局もいろいろ苦慮をしながら、審議会の決定につきましてどうも尊重をしなければならぬ今日の法のたてまえからして、やむを得ず不可という答申を尊重いたしまして、認可をいたさないことにしたのでありますので、御了承をいただきたく存じます。

○野見山委員 いま次官のおっしゃられたことは、どうも私はおかしいと思うのです。専門委員というものの視察の目的というのは、校舎とか校地、図書あるいは一般教養施設とかそういう具体的な問題を調査する任務を帯びて現地に行かれたと私は思うのです。そのためにはやはり東大とか慶応とか、そういううりっぱなそれぞれの知識のある方が現地に行かれていくわけですね。そしてその現地に行かれた人は、専門委員で現地で調査した人ですよ。この人が、可なり、合格という証明を出されて、それが今度総会で、何も調査にも行っておらぬ人が、机の上でそういうことをする人が、可なりというようなことは、どうしてそれが信じられませんか。あり得ないじゃないですか、実際に。子供じゃないのですよ、大学の堂々たる先生が行って、現地を視察した三人の方が、これならだいたいぶだ、こういうことの結果を、公式の場で、委員会を出された。その結論が審議会に回ってきたものが不可なりというようなことは、ここに私は疑惑を持っております。そういうことは前例にありますか。それは私は逆の場合はあると思うのですよ。現地に行かぬ人がそ

ういうことを出して、そしてやった場合、現地に行つた人がそういう説明をして逆転をすることはあると思ひますが、今度の場合は逆なんですから、この点を私もう少しはつきりしていただきたいと思ひます。

○押谷政府委員 その審議の過程における詳細につきまして、所管局長より答弁をさせます。

○杉江政府委員 まず、現地視察にあたりまして、一般方針をいたしまして、現地で審議会の結論めいたことを言うことは差し控える、こういうたてまえになつておるわけでございます。この近畿大学の第二工学部の場合は、委員の方にはいろいろ御見解もあつたらうと思ひますけれども、その基準また審査内規等から考えまして確かに大きな問題があるわけでありまして。たとえば初年度分として、校舎の中には第一年度の授業に必要な実験実習室あるいは教室等のほかに、開設に際して採用される専門教育の教授や、研究室あるいは図書室、書庫その他の管理部門、そういうものがあるということが一つの審査方針になつておるわけですが、そういうものは第二工学部の場合には不足しておるのであります。その他図書、設備等においても内容がきわめて貧弱である、こういうふうな状態から見て、委員の方々がそこでこれであるという判断をされることはおそろくないじゃないか、あるいは個人的見解を軽蔑の意味で申されたかどうか、その辺は私は知りませんが、非常に多くの問題があるのでありまして、いまのように明瞭な形でないと言われたことはおそろくないと私は考へております。ただいづれにいたしましても、そういう現地調査の結果、視察の結果は、設置審議会の部会で慎重に検討する、そこで部会としての意見をまとめて、その意見を総会に報告して全体の御審議を仰ぐというたてまえになつております。だからあくまでも現地視察の結果は分科会の審議資料になる、それがまた全体会議での資料として提出される、こういうたてまえのものでございまして。そういう意味におきまして、いま視察委員の方々が何らかの形で言われたというこ

とが直ちに審議会の意向を代表するというようなことはたてまえ上あり得ないこととすし、また私どもの承知しておる限りにおいては、現場ではつきりいいというふうな言い方はされておらない、かように了解しております。

○野見山委員 あなたと私と非常に見解が違ふ。そうじゃないのですよ。専門委員の方は、そのメンバーがどういふメンバーか存じませんが、専門委員の方は、私はその後吉謙先生にも明石先生にもお会いしたのです。宗官先生にはお会いしてありませんが、非常に遺憾の意を表されております。われわれは現地に視察に行つて、そして実際見て、建築もばくは専門だ——あるいは吉謙先生は電子工学か造船か何かだつたと思ひますが、そういう先生が、われわれが見てきて結論を出したやつが逆転したというのですよ。見たということ、校舎とか校地とかその他学校に必要なものなんでは何かしやくし定木なことを言われるけれども、そういうふうなことも十分頭に入れて審査されたと思ふのですよ。一年のうち、教養学部のうち何と完成すればいいとか、そういうことも十分考慮されながらそういう結論を出されたと思ふのですが、いづれにしても、建築の大家である明石先生とかあるいは東大の吉謙先生とか慶応の宗官先生が委員として結論を出されたものを、行かない人が、何もこの問題に関係しない人が机上において多数でこれを否決したいということに對する疑惑を私は言うのですよ。それは何も解明されてないじゃないですか。

それから十一月の二十日に視察に来られたとおっしゃいましたが、十一月の二十日に現地に來られた三人の方々の宿舎が福岡でしたが、視察をされたいゆる総合的なまとめの話をその宿舎の福岡の梅林荘でされたのを私はよく承つております。いろいろ各委員の先生からお話があつた中で、特にまた鹿島建設の建設部長もそこにあつたに來ておりますから、鹿島建設の建設部長に對しても、この学校は専門的に見て必ずでき上

る、それで少なくとも三月末までの工程表を早くつくつて三月末までに完成するようにしたらどうか、どういふふうな思つておるか、そういうことから、鹿島建設の建設部長も、三月末には必ず学校に引き渡すだけの自信もあるし、工程表もつくつております、材料も資材も全部集めて、手もそろえておりますから御安心なさい、ということに答えて、先生方も非常に鹿島建設を激励すると同時に、飯塚市から行つた市会関係、市の関係あるいは商工会議所、町内会の有志の方々その他各種団体の方々にも、この学校は必ずできる、問題は建築だけだから、その建築は必ず最大限の力をふるつて鹿島建設にお願いしなさい。同時にまた学校側に対しては、早く鹿島建設との間にいわゆる誓約書のようなものをつくつて、そして文部省に早く提出しなさい。あらゆる指示をその三人の先生がされて、急遽学校は学校として文部省に手続するし、同時にまた地元としては、そういう建築に對するいろいろの総力を集めて——これは正月の元日たつた一日休んだだけなんです。二十四時間昼夜兼行でやつております。それはそういうふうな形における経過があつたためにやつておるのです。

同時にまた、これは次官も御存じでしょうが、この学校には飯塚市が五千万のいわゆる助成金を出しておるわけなんです。これは土地とか整地をする金、あるいは取りつけ道路をつくつたり、ガスとか水道とかいふものを引き込む施設のために五千万円を出して助成しております。これは五千万ではあるいは道路とかそういう問題にまだ済まないことができてくるかも知れませんが、一応出しております。同時に、三億円の金を飯塚の地元福岡銀行から融資あつせんをして、飯塚市が保証人で金を借りておる。そして近大に金を三億円渡しておるのです。これはもとより近大のいゆるゆる経済状態とか信用状態を飯塚のほうでよく調べた上でやつておりますが、そういうこともよく調べております。大体四億に近い三億七、八千万くらいは飯塚市が金の面のあつせんをやつておるのではな

いかと私は思う。そういうばく大な、市の運命を決するようなことをやっております。やっておりますというのはいさよふうな経過が前にあるからなんです。

同時に、この十二月の五日には、前申しましたように市長のところに電報が来ています。この学校の問題は専門部会でパスしましたぞー合格したというこれは先生の好意で来たと思えますが、これを逆用してはいけませんと思えますが、そういうのが来ております。それでだれもこの学校はできないと疑う者はおらぬと私は思うのですよ。そういう点から初めてそういう金も出して、いろいろなもの犠牲にしてそこに集中したから今日あれだけでき上がっていると思うのです。これは少なくとも文部省が委嘱したこういう委員の方がこれだけのことをやっておられますし、そういう点から考えまして、少なくともこれが許可とは私は言わぬですよ。保留にもならなかった。いま一べん三月までの期間のうちに見てやろうという保留にもならなかったという点において、私は非常に疑惑を持っている。なぜ保留にならないのか。私は前例もたくさんあることを知っています。まだその学校よりもっと基準の悪いのがみな保留になっていることも知っておる。どうして保留にならないか。いま一べん見てやろうというくらいに親切がどうしてないのですか。審議会というのはどういふものですか。政府に審議会というのは何十とあると思えますが、大体審議会の目的というものは、民意が反映されて、民情というものを審議会が取り上げて、そういうものを基礎にして政府に答申するんじゃないですか。しからばあなた方のいわゆる大学審議会といえども、やはり地方の実情、産炭地とかいろいろな実情を総合しながら答申するのが私は当然だと思えます。しかもそれだけのことをやっているのです。飯塚がつぶれるか生き上がるかというふうな財政負担をやっているのです。

さらに、これはあなた方にちょっと私は申し上げますが、これに対して、多賀谷さんここにおられますが、多賀谷さんが十二月の十九日と思えますが、ここに、石炭特別委員会に総理大臣を迎えたことがあるのです。そのときもいろいろずつと問題はあったのですが、産炭地の振興の問題で、多賀谷さんが質問したことに對して、総理は次のように答えておることがあるのです。「産炭地振興に政府が非常な努力をしておることはおわかりだと思います。まず政府機関等をそこへ配置しよう、あるいは自衛隊あるいは学校等々、いろいろくふうしておる。」ずつと飛ばしていきませんが、「最近も飯塚に学校をつくるという話があり、それがまだ文部省のほうで決定を見ないというようなこと、これなども私まことに残念に思いますから、急速にひとつ進めたい、かように思っております。」、こういうふうな、いわゆる総理大臣自身からも、話を文部省との間に急速に進めたいという答弁があったのです。私は私的に二、三回この問題でお会いしたときも、何とかする、何とかするといふ総理の話を私は二、三回聞いておる。文部大臣もそういうふうなことを言われておる。それだけみんな政府が、総理大臣まで言う、文部大臣まで言うておるものが、しかも基礎になる審議会の実際の委員が答申したものができないような大学審議会というのは、もうコンクリートになっているのですか。これはそうだとすれば、文部大臣なんかまるでロケットじゃないですか。そんなことで文部行政は行なわれますか。次官どういふふうにお考えですか。

○押谷政府委員 御発言の内容は一つひとつもですが、実地に出張し調査をいたしましたその人たちの調査内容につきまして、多少御発言と違ふところがあるように存じますので、実地調査に参りました者がおられますから、その当時の事情をまず答弁をさせていただきます、それから私の意見を申し述べたいと思えます。

○西田説明員 私は大学設置審議会の事務を主管いたしておりますとにも、ただいまの近畿大学の飯塚の第二工学部設置について、お話しした三委員に随行いたしました、現地視察をいたしましたので、その間の事実問題だけ私の見聞いたしましたところを御報告したいと思います。

そんなことが言われるね。あなた、言うてみ
なさい。

○西田説明員 私は文部省の課長でありますとも
に、この仕事にしましては、設置審議会の事
務担当者といまして、審議会の会長の指揮を
受けて仕事に従事いたしております。したがっ
て、この担当になりましたときに、私どもの私宅
にまでいろいろ訪問されてその事情を陳弁され
る場合に、私は個人としていろいろの言動をし
てを自分としては記憶いたしております。しか
しながら私は、現在その場合に、自分として、この
結論がいか悪いかというお尋ねに對しまして
は、審議会の全体の経過を見まして、この結論が私
はごもつともであるう、かように確信いたして
おります。

○野見山委員 あなたの個人の意見としてはそれ
でいいのですが、あなたは公の課長でなくて、個人
西田としての御意見だろと思うのですが、あなた
の意見として私の聞いたところでは、保留にな
るべきが当然だったが、残念ながらならなかった
。しかし次の総会には何とか努力してみようとい
うようなお話もあつたと聞いております。それか
ら、ちょっと前例を一つ二つ調べていますが、明
星大学の理工科、それから東海大学の工学部の問
題、こういうふうな保留になった前例。これは昭
和三十九年ですか、東海大学の場合は一般校舎の
工事が大体四百坪くらいしかなかった。そしてし
かも一部は改造中であつた。さらに計画中の校舎
千坪くらいは穴掘り程度しかできていなかった。
これでも保留になっておりますね。それから明星
大学の場合もそういうことが言えると思つて
おります。専門課程の校舎の建築が基礎工事中で
あつた。一般校舎は付属高等学校の校舎を流用し
てゐる。これもやはり保留になってゐる前例があ
る。これはあなたの方また意見があるかと思つ
ますが、こういうふうな前例から見ますと、これに
對してさらに産地とか、この時期はたまたま大
学急増とか、いろいろな条件もかなり加わつて
きておりますから、この近大の場合に保留になら

いというのは非常に私はおかしいと思つて
資料はたくさんあるのですがこれをやめてあまり
時間をとつてもしょうがないから、私は結論を急
ぎたいと思つてゐる。

まず、いま私が申し上げた二つの学校の例なん
ですが、これは飯塚の場合よりかすつと程度にお
いて悪いと思つてゐる。飯塚は少なくともいわゆ
る教養校舎としてはそれだけの校舎をとつてい
る。私はいま写真を持っていますが、教養校舎は
完成してあります。委員長にも見せましたが、
完成してあります。委員長のほうは、その完
成したのはいまの時点ですが、その当時の状況か
ら見ても、私はやはり文部省がいう基準の八〇%
はできておつたのじゃないかと思つてゐる。そう
いうふうにして準備を整えて、本校舎のほうは
かに基礎工事中であつたというの、私も事実で
あるうと思つてゐる。これを両者と比較いたしま
すと、飯塚の場合は、何にも条件がそういうもの
がないにしても保留になるべきだ、こういうふう
に考えるが、あなたの方はどういふふうにお
前の二つと對照してください。

○杉江政府委員 まず、いままで保留になつた例
と比較いたしますと、たとへば明星などにおきま
しても、確かに建物の点は相当立ちおかれてお
りました。しかし図書その他の設備は飯塚の場合
よりも相当整つてあります。また東海大学の場合
これはやはり一年目は不可になってあります。二
年目に総合的に判定して保留いたしております
が、これはやはり一年目は不可として準備を整
えられたわけでありませぬ。

ついでに審議会の全体の審議方針についてちよつ
と申し上げておきたいと思つておられます。確
かに四十年、四十一年度は大学志願者急増の時
期に際会いたしまして、私どもは国公私立を通じ
て、大学の収容力をふやすということが必要だと
考へて、特に大学についてはそのような予算編成
をいたしておるわけでありませぬ。しかしこれは各
方面から指摘され、また強く要求されておるこ
とは、大学の収容力をふやすことはけつこうだ

けれども、この際大学の質を落とすといは
ない。大学といふものは志願者がふえたからとい
つて質を落とすまでふやすべきものでない、やは
り堅実な計画を立てて進めていくことが必要だ、
こういう御意見が各方面から起つたのでありま
す。そういう意見を十分聞いて、文部省としては
一時は、十万人を四十年、四十一年に増募する
という計画なり見通しを立てたのでありますけれ
ども、それを圧縮いたしましたのであります。その
七万六千をふやすにいたしましたのであります。そ
ういふことからは今回の審査にあたりまして、
いままでの審査方針を特にゆるめるといふことは
いたさない、いままでどおり基準を厳正に適用し
てやるべきだ、こういう基本的な方針がとられた
のであります。

そこで、いまいろいろお話がありましたけれど
も、要するにこの審査のたてまといはします
と、十二月五日までに提出された資料によつて判
定するというのが基本的な方針でございます。そ
の後のいろいろと努力をされる場合もあつたけ
れども、しかしあとどうなるかといふことを一々
追つてゐることは實際上むづかしいのでありま
す。もしそういうふうにあとの努力までも一々
フォローするといふことになると、十二月に結論
を出すこと自体ができなくなる、今度不可になり
ましたのが三割近くもあつたとしても、しかしそ
れらの多くが保留といふことであつたと見れば
ならぬといふことになりまして、審査が非常にや
りにくく、ある意味では混乱を生ずるといふこと
になるのであります。そういうふうな点を考へま
して、これはある意味では形式的でありませぬ
けれども、十二月五日までの資料をもとにする、
こういう原則をとつておるわけでありませぬ。こ
れは大学といふものの質を確保する、そして一般
に言つて四月開校して教育に支障がない、こうい
う見通しができる時期といふものを考へて、その
審査をするといふことが、やはりどうしても必要

だ、こういう点から私は適当な方法だと考へてお
るわけでありませぬ。
したがつて先ほどあげられましたような例外
も、ごく少数あることはあるのでありますけれど
も、それは先ほど申し上げましたような事情ない
しまた一般的な状況等も判断して、そのような特
別な措置が講ぜられたのでありますけれども、こ
の近畿大学の場合を考へてみますと、これは何と
言ひましても準備が非常におくれておる。これは
もう事実でございます。ほかにこれほどおそく
から準備され、そして審査日までおかれておる例
は、私の記憶する限りではないと思つてゐる。そ
ういふふうな状況でその後の御努力は私も見
るべきものがあると思つてゐるけれども、先ほど申
上げましたような審査方針、また現時点における
拡充の方針等から、まことにやむを得ないもの
があると存じます。

なお、もう少しふえんたいと思つて、確かに設
置認可の権限は文部大臣にございませぬ。しかし
はり大学の設置といふことは、あくまでも客観
的に見てその質が確保されるのでなくてはなら
ない。それには多くの専門的判断を必要とする。民意
の尊重も必要でありますけれども、しかしやはり
大学としての程度を維持するといふ観点から、ま
同時に重要な点でございます。そういう立場か
ら従来とも大学設置審議会の判断はあくまで尊重
して、この十数年來その例外はつくつておりませ
ん。このことをつけ加えておきたいと思つて
おります。
○野見山委員 あなたの大学のあれはわかるの
ですが、しからば国立の高等専門学校は今度予算で
きておられますが、ようやく校地がきまり、校舎も
仮校舎でどうにもならないと思つておられます。何にも
ない。おそれる教師も何にもきまつておられな
い。そういう場合でも国立の場合はずいぶん問題な
く許可になる。これは文部省がやつてゐるのか審
議会がやつてゐるのか知りませぬが、そうなる
と、いわゆる民間と国営といふことになると、信
用の問題ですか、そういう問題に大きなウェイト
を置いてやつておられますが、しかし四月から入

学してくると、直ちに教授の編成とか、いわゆる組織とか教科書とかあるいはそういう器材とかいうものが私は間に合わぬと思ひます。それは当初は間に合わないと思ひます。しかし少なくとも一年くらいは教養学部でやれるという前提があるから、私は開校できると思ひますよ。そういう特殊な事情がいわゆる理工科にはあるのじゃないか。それでいまあなたが言われた明星大学とこれの基準は、これは私もかなりよく聞いておるのです。が、全然私のほうがパーセンテージからいくと上だと思ひますよ。これはその当時の時点において、まだ専門学校の校舎というのは基礎工事も何もなされてない、整地の段階なんです。それから教養学部は付属の高校の一般校舎を流用して使おうというのですよ。それに対して保留になっておる。これは何にも条件がないのですよ。これは産炭地とかいような政府の大方針がなくても、普通一般に見てもそういうものが保留になっておる。その次の東海大学の場合でもそれと同じだろうと思ひます。それは一般校舎木造建てのものがわずかに四百坪しかできておらなかった。それから専門校舎のほうは穴掘り程度であつたという。これは私が調査報告を受けたのですから違ふかも知れないが、そういうふうな報告を受けておる。これも保留になっております。そういう点から考へると、飯塚は少なくとも鉄筋コンクリートの干何坪というものが見学されたその時点にあるのですから、教養校舎として使われておる、その本館のほうはなるほどまだ工事も至っておらなかつた、これは事実なんです。これとこれと対照してみた場合に、なぜこれが保留にならなかつたかという理由が私はよくわからない。これはいろいろな過程があるのです。先生がそういうことを言われておる。最悪の場合私は先生にこへ来てもらうことにしています。来てもらつてやりますよ。来てもらつて論争してもいいですが、そういうふうなことがなされて、いまはもう不可になつたからだめだということではなくて、あなた方はもう一べん見てやろうという親切がないのです

か。もう一べん現地を視察してもらつて、その結果だめならみなあきらめますよ。その間あなた方は一回も現地へ行かずという結論を出されて、しかも来られた先生三人のうち二人は会つておりませんが、三人の先生のうち二人までは、非常に残念だ、自分たちの意見が無視された、こういうことをりつぱに言われておりますよ。あなたの言うこととまるで違ふ。あなたは事務的に文部省やいろんな審議会をかばつて答弁されておられますけれども、私が現実に聞いたのと雲泥の差があるのですよ。それはこの問題がこじれていけばどういふところにも発展するだろうと思ひますよ。というのは、飯塚市は、もしこれができなければ三億円に對する一年間のいわゆる金利負担を当然やらなければいけません。近大は開校しないのですから。しかも近大には何十回となく礼を厚くしてその地方の住民が哀訴嘆願して近大に来てもらつたんですから、近大が開校できないれば飯塚市はおそらく年間三千五百万くらい金利が要するだろうと思ひますが、これも負担しなければならぬ。もう少しこじれてまいりますと、四月から開校ということになると、近大もあらかじめ教員の手配をしておると思ひます。四月からやるとすれば、教員にもそれぞれ給料をやらなければならぬ。飯塚市が負担をしなければならぬ。近大は開校しなかつたと思ひます。そういうことがあり得ると思ひます。近大ができないならばそういうことになつてもやむを得ないと思ひます。全部負担しなかつてもその半分をおまへら負担しろという、そういうふうなことを計算してみると、この一年間でできなかったことによつて少なくとも私は一億円以上の大きな負担を飯塚市が受けなければならぬような事態が起きてくると思ひます。

同時にまた、あなた方にも少しお考え願ひたいことは、あなた方はお役人だから、円満にいけばいいでしょうが、そうではありません。少なくともあそこの三十万近い地域の住民は黙つておらぬと思ひます。おそらく飯塚市長はこの問題がはつきりすればバールとされると思ひます。そういう見通しをつかれないままに一億近くの市費を流用して使つて、住民にそれだけの大きな損害をかけるということになれば、地域としてもたいへんな大混乱が起ると思ひます。やはりあなた方も国の大きな政治の一環として行政を担当しておられるのですから、何かそういうものに対する親心があつて下さるべきだと思ひますよ。あなた方が一回大臣や審議会の先生方にもお話ししていただいて、そうしてもう一回現地を見てやろうじゃないか、だめならだめでもいいじゃないですか、それくらいのことのできないのですか。向うではまさに大問題が起るうとしておるんですよ。おそらく市長のリコール問題が起れば、さらに大きな波紋が広がっていつて収拾のつかない事態があの地方に起るかも知れない。それはそれでいふまでもない。一億円からの市民の税金を、かつてにそういうことができるかかわからないようなものに出しておるということになれば、おそらくそのままで済みません。しかも学校は現実にでき上つておるのです。学校ができておらなければいいのですが、いわゆるその時点においては学校は完成してしまつており、一年間雨ざらしになつておる、こういう事態で市民は黙つていませんよ。反対派も起きますよ。もう少しあなた方はお考えになれないのか、前例もあるのじゃないですか。きょうはいろいろのことを申し上げようと思つておつたわけではございません。何とかお願ひして、この時点で一回それなら見てやろうじゃないか、そこまでできておるならばというふうな気持ちにあなた方になっていただいて、そうしてそれはあなた方だけではいけないかもしれませんが、委員の何人かに了解をいただければ、私はそれくらいなことは努力してもらへば不可能じゃないと思ひます。そうしてしかる後に結論を出していただいてもそうおそくはないのじゃないか、それでもないですか、何とかそれをしていただきたいということが一つのお願ひです。

それはいま一つつけ加えてお願ひしたいこと

は、その前提になる多賀谷委員の委員会の質問において、総理もあれだけ懇切丁寧に、ぜひやりたい、何とかしようということまではつきり言つておられるし、文部大臣もそのとおりだと思ひますと何回も言つておるから、それならば総理とか文部大臣とかそういう行政の一番の最高府にある人がそういう気持ちであれば、その気持ちを体して、あなた方が委員の何人かにも御相談されて現地視察をした後にだめという結論を出されればやむを得ないと思ひますが、そこまでの手数ができるかできないか、これをひとつ御答願ひしたいと思ひます。

○杉江政府委員 いまの御質問でありますけれども、率直に言ひまして、近畿大学第二工学部につきましては、相当問題があるということ、審議会の最後の総会にこれをひとつ慎重に審議していただきたいということを私もから言つておるのです。そういうふうな問題があるということ、十分意識しながら慎重に審議され、投票までやられた結果の判断でございます。

なお、その後におきましても皆さんの御陳情を受けて、委員さんいろいろお考えになりまして、そのおもつた方とは私もお話ししておりました。しかしそういういろいろの御陳情はありましたが、この際は総会の結論を何ともしがたいというものがおもつた方々の御意見でございます。もしこれを文部大臣の権限において再審を要求するということになりましたら、私は率直に言つて、私の判断ではかなり大きな混乱を生じてくるという見通しを持っておるわけでありまして、また、先ほど申し上げましたような審議会の十数年の審議のしかたにおいて、後の大学設置にかなり大きな問題を生ずることになると私は思ひます。そういうふうな審議の経過においてあくまでも慎重であつたということ、それからその後においても私も委員の方々とよく御相談してやつておりますが、現在のところ、これを再審を求めるといふようなことは事務的にはしがないと考へて

おります。

○野見山委員 私のほうは、文部省からの内意がありまして、政治運動をされたというような印象を受けることは一回もやったことはない。陳情団は一月になってから三百六十二人行っています。文部省にたった一回、十数人が大臣のところへ陳情に行っただけです。一回もその後行っておらぬはずで、私も行っておらぬ。電話もかけておらぬ。電話もかけずに静かにこの結論を待ったわけなんです。しかも三百六十二人が大学の先生の委員のところをたいがい回っておると思います。これはおそらく面会謝絶その他いろいろなることもあると思うが、根気強く第一陣、第二陣、第三陣まで来て、先生の家庭訪問をして実情を訴えて、いろいろ嘆願したと思う。そしてその中の私が知り得た部分の大部分は、十五、六人しか回っておりませんが、その中の過半数の人は非常に気の毒だ、何とかならなかったかというような同情のあることをみな受けています。ただわれのほうから文部省にそういうことを持つていくのは、みずから審議会の権威を失墜させるから、少なくとも文部省のほうからそういうお声がかれば何とか考慮しなければならぬという先生が大部分だったと私は思っております。反対された方もあるのですよ。しかし大部分はそうだったと思うのです。それはずっと回ってきた三百六十何人の第三陣までは全部家庭訪問をして嘆願しておるので、私は政治運動をやらなかつたということは、押谷先生も私はよく存じておりますが、一回もお願いに行っただけで、それはもうそういうことをしてはいけないというのを言われたから、私はやっておらぬ。それは事務的にほどこえたいお願いなんです。その前においては、お願いなんですから行ったことは何回かある。それだけ静かにこの問題に、陳情を続けて何にも圧力かけたこともないし、一つもそういうことをやっています。というの、私のほうは、そういう総理とか大臣とか、いろいろな環境から見ると、何とかなるという確信がかなりあったからなんです。

そこで、私はしつこい話をするのはこれでやめますが、これは事務的な問題じゃないから政務次官に御答弁願いたいと思います。あなたはいま私が申し上げたい一回現地を見てやろうという。これは切々たる願ひなんです。私はこのままでは引き下がれません。どんなことをやっても行くところまで行ってみたいと思うのです。私は切切たる三十万住民の声を代表したと申し上げても差しつかえないと思うのですが、この願ひも聞かれぬという段階にならないように、何とかいわゆるあなたの政治的な判断あるいは現下の情勢から——しかも国会においても衆参両院で特別委員会までつくって産炭地振興をやっているというこの政治的な国策の上からもひとつ大きくお考え願ひまして、何かここにそういうもの解決の方法として、私はいま一回見てやろうという御親切なことをお考えになっておられますか、あなたのお考えをお聞きしたい。

○押谷政府委員 まことに御意見ごもつともな点が多いと思います。これは公の場ではなかつたのですが、大臣はこの決定の前後におきまして、前はもとより、後においても、近大の第二工学部につきましては何とかできないであろうかという意見をたびたび述べられておたのであります。政治的配慮のなし得る限度を十分に考えて大臣もいろいろ配慮をいたされたと存じておりますが、結果は御発言のごとくまことに遺憾な結果でありました。しかし、この時点においてすでに校舎も建設の域に達しておる、すべての条件は整っているというこの事態において、事務的に再度考慮する余地があるかどうか、事務的な考慮も必要であります。もちろん政治的には十分考慮をいたしたいと存じますから、大臣はもとより事務当局において十分考慮をいたしまして、善処のできるものならば何とかいたしたい、かように私の意見を申し上げます。

○野見山委員 それじゃ私はいまの政務次官の御答弁に大きな期待を持って、一応この問題は数日

間静観したいと思いますが、私がこの問題をやるのは、いま申しました保留になった過去の例の問題等もござりますので——これが単に近畿大学の問題なら私は何も言いません。飯塚市が背負っておるその地域としての最大の問題なんです。何かひとつ、そういうふうな一片の事務的な問題でなくして、何か大臣なりあなた方が御協議されまして、せめて現地再調査もやってやろうという結論を出していただきますようにお願い申し上げます。きょうはこれで質問を打ち切りしたいと思います。

○多賀谷委員 きわめて高度な政治判断を要する問題ですから、文部大臣としての愛知さん、また国務大臣としての愛知さんをぜひ出席を求めたい、かように思います。そうして大臣に対してさらに質問を続けたいと思います。

○加藤委員長 わかりました。それでは次会に御相談いたしまして決定したいと思ひます。
次会は明十八日午前十時から理事会、理事会散会后直ちに委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十八分散会

昭和四十年二月二十二日印刷

昭和四十年二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局